

第28回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月30日（日曜日）
午後1時30分
（受付開始 午後1時00分）

開催
場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
サイボウズ株式会社 東京オフィス内
（受付7階、会場27階）

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施について

本総会はインターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を採用しております。「バーチャル出席」の方法につきましては本招集ご通知に記載の「バーチャル株主総会のご案内」をご参照ください。

！ 会場出席株主様

本総会では、会場でのご質問や議決権行使も、お手持ちのスマートフォン・タブレット等の電子機器をご利用いただき、インターネットを通じて行っていただけます。これらの方法につきましては本招集ご通知に記載の「バーチャル株主総会のご案内」をご参照ください。



目次

■ 第28回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	11
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 剰余金処分の件	
第4号議案 取締役のうち業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
■ 事業報告	21
■ 計算書類等	45
■ 監査報告書	67

サイボウズ株式会社

証券コード：4776

株 主 各 位

証券コード 4776
2025年3月13日
(電子提供措置の開始日 2025年3月7日)
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
サイボウズ株式会社
代表取締役社長 西 端 慶 久
(青 野 慶 久)

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第28回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により株主総会に出席し、ご質問及び議決権行使を行うことができます。

当日会場に来場される株主様におかれましても、バーチャル出席の株主様と同様に、お手持ちのスマートフォン・タブレット等の電子機器により、インターネットを通じてご質問及び議決権行使を行っていただきます。

「バーチャル出席」並びに本総会中のご質問及び議決権行使の詳細につきましては、後記「バーチャル株主総会のご案内」をご参照ください。

なお、当日出席されない場合、あるいは出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年3月28日（金曜日）午後4時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使に際しましては、後記「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. **日 時** 2025年3月30日（日曜日）午後1時30分
※受付開始時刻は午後1時00分を予定しております。
2. **場 所** 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
サイボウズ株式会社 東京オフィス内
(受付7階、会場27階)
3. **株主総会の目的事項**
 - 報告事項**
 1. 第28期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案** 取締役6名選任の件
 - 第2号議案** 監査役1名選任の件
 - 第3号議案** 剰余金処分の件
 - 第4号議案** 取締役のうち業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

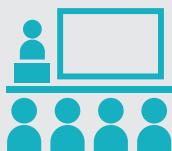
以 上

-
- 当日会場に会場される株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
<事業報告の以下の事項>
会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
<連結計算書類又は計算書類の以下の事項>
連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。詳細につきましては、後記「バーチャル株主総会のご案内」をご参照ください。

- 事前の議決権行使につきまして、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱います。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ご送付いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人による議決権行使は、他の議決権を有する株主様であって当日出席される方1名に委任するに限られます。ただし、「バーチャル出席」の方法によるご出席は、後記「バーチャル株主総会のご案内」のとおり株主様本人に限定しておりますので（代理出席不可）、あらかじめご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



株主総会に出席して議決権を行使される場合

後記「バーチャル株主総会のご案内」をご参照のうえ、議決権行使を行ってください。

開催日時 2025年3月30日（日曜日）午後1時30分

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2025年3月28日（金曜日）午後4時必着



インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年3月28日（金曜日）午後4時まで

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をお読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコード®は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスのうえ、画面の案内に従って行っていただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定

本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する)

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますことをあらかじめご了承ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

バーチャル株主総会のご案内

！ 会場出席株主様

開催日当日に実際に株主総会の会場にお越しただいでご出席いただく株主様（以下「会場出席株主様」といい、当該出席を「会場出席」といいます。）におかれましても、本総会ではバーチャル出席される株主様（以下「バーチャル出席株主様」といいます。）と同様、インターネットを通じてご質問や議決権行使を行っていただきます。

手順につきましては、後記「2. (2) ご質問の方法及びその取扱い」及び「2. (3) 議決権行使の方法及びその取扱い」をご参照ください。当日、具体的な操作手順にご不明点がある場合、また、実際の操作に支障がある場合には、会場スタッフがサポートさせていただきますので、会場にてお声がけください。

本総会におきましては、実際に株主総会の会場にお越しただいなくとも、株主様一人ひとりが自己に適した場所からご質問や議決権行使ができるよう、インターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を採用しております。

バーチャル出席株主様は、会場出席と同様、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

本総会では、会場出席株主様とバーチャル出席株主様とのお取扱いの違いをできるだけ少なくするため、また議事の円滑化・効率化を図るため、会場出席株主様にもインターネットを通じたご質問及び議決権行使を行っていただきますが、バーチャル出席株主様におかれましては、動議のご提出ができない等、システム等の都合上、会場出席株主様と完全に同じお取扱いをさせていただくことが難しい点、ご了承ください。また、通信環境の影響等により、ライブ配信の画像や音声の乱れあるいは一時断絶、インターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供することをやむを得ず取りやめるなどの事態が発生する可能性がございます。このような事態を懸念される株主様は、会場出席をご検討いただきますようお願いいたします。当社としましては、このような事態によってバーチャル出席株主様が被った不利益に関しまして、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

なお、バーチャル出席によるご出席は、株主様本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。

1. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでのご利用の場合	最新バージョンの Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge、Safari	
スマートフォンでのご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogle Chrome
その他	5 Mbps以上のインターネット接続	

- ※ 上記推奨環境下におかれましても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によってはウェブサイトの表示に不具合が発生する場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. バーチャル出席の方法

(1) ライブ配信ご視聴の方法

ライブ配信は、<https://cybozu.co.jp/s1> にアクセスして、ご視聴ください。



- ※ ライブ配信のページは開催日当日までに公開する予定です。
- ※ アクセスにあたって、ID及びパスワードは必要ございません。
- ※ ライブ配信の予備システムとして、<https://cybozu.co.jp/s2> もご用意しております。<https://cybozu.co.jp/s1> でのご視聴に支障がある場合にご利用ください。
- ※ ライブ配信に関しましては、株主様のほかどなたでもご視聴いただけるものでございます。

3. 事前の議決権行使の取扱い

事前に書面又はインターネットで議決権を行使された株主様がバーチャル出席又は会場出席により当日出席された場合には、前記2. (3) による当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に書面又はインターネットで議決権行使のうえ、当日バーチャル出席又は会場出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

4. 動議その他手続的事項の取扱い

動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めて全て、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使して当日出席されない株主様の取扱いに準じて棄権又は欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

動議以外の手続的事項につきましても、会場出席株主様（委任状によるご出席を含みます。）にお諮りすることで進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

5. その他留意事項

上記に関する追加情報、システム障害等が発生した場合の対応その他のお知らせにつきましては、随時当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) 又は当社公式SNS (<https://x.com/cybozu> 等) に掲載いたしますので、こちらの内容もあわせてご覧ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

1. 背景

当社では、「誰もが取締役的な意識をもって役割を担う」と考えており、徹底的に情報をオープンにし、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす文化を育んでおります。これにより、取締役のみによるガバナンスを超える組織運営の実現を目指しております。そこで、当社では、会社法に沿って組織運営をしつつも、当社が目指すガバナンス実現のために、質問責任を果たす役員等のうち、特に主体性を持って責務を果たせる者を取締役候補とし、選任いただくこととしております。この考え方に従い、昨年度は現任の代表取締役1名及び社外取締役候補者2名（再任1名及び新任1名）に加えて、社内公募に立候補した者の中から3名（再任1名及び新任2名）を取締役候補とし、選任いただいております。なお、代表取締役以外の社内取締役に、本人の経験や知見を基に取締役としての役割を果たすことも期待しているため、従業員としての給与とは区別して、一定の取締役報酬を支給しております。

本年度も現任の代表取締役1名及び社外取締役候補者2名（再任1名及び新任1名）に加え、社内公募に立候補した3名（再任2名及び新任1名）を候補者としております。

2. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にし ばた よし ひさ 西 端 慶 久 (青 野 慶 久) (1971年6月26日生)	1994年4月 松下電工株式会社入社 1997年8月 当社設立 取締役副社長 2005年4月 当社代表取締役社長（現任） 2015年4月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長	860,800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>磯田満梨 (吉田満梨) (1980年11月5日生)</p>	<p>2009年4月 首都大学東京都市教養学部経営学系助教 2010年4月 立命館大学経営学部准教授 2021年4月 神戸大学大学院経営学研究科准教授(現任) 2023年4月 京都大学経営管理大学院「哲学的企業家研究寄附講座」客員准教授(現任) 2024年5月 株式会社やまと社外取締役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 神戸大学大学院経営学研究科准教授 京都大学経営管理大学院「哲学的企業家研究寄附講座」客員准教授 株式会社やまと社外取締役</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 磯田満梨(吉田満梨)氏は、神戸大学大学院経営学研究科准教授として、新市場の形成プロセスの分析、起業家的意思決定などのマーケティング研究を行っております。世界的経営学者によって体系立てられた優れた起業家の思考法「エフェクチュエーション」に関する日本初の入門書を出版し、ビジネスパーソン向けのYouTube動画公開を含め幅広い講演活動を行うなど精力的に研究分野に関する情報発信を行い、ビジネス界から高く評価されております。</p> <p>その知見を基に当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から意見・助言等いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのないものとして、独立役員に指定する予定であります。</p>	-
3	<p>岡田陸 (1997年5月28日生)</p>	<p>2020年4月 当社入社(現人事本部所属) 2021年3月 当社取締役 2024年3月 当社取締役(現任)</p>	1,724株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>【社外取締役候補者】 <small>くま ひら み 香</small> 熊平美香 (1960年9月22日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社熊平製作所入社 1989年5月 株式会社熊平製作所取締役 1990年6月 株式会社東京クマヒラ常務取締役 1993年4月 The Bear Group Inc.代表取締役 1996年1月 株式会社藤田商店入社 1997年4月 株式会社エイテッククマヒラ代表取締役(現任) 1998年4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科非常勤講師 2004年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役 2011年4月 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事(現任) 2014年4月 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ学院長(現任) 2018年4月 一般社団法人21世紀学び研究所代表理事(現任) 2021年3月 株式会社NITTAN社外取締役(現任) 2021年10月 キュービー株式会社社外監査役(現任) 2022年11月 学校法人日本大学顧問(現任) 2023年12月 株式会社ベター・プレイス社外取締役 2024年3月 当社社外取締役(現任) 2024年4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科特任教授(現任) 2025年2月 株式会社ベター・プレイス顧問(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社エイテッククマヒラ代表取締役 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科特任教授 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ学院長 一般社団法人21世紀学び研究所代表理事 株式会社NITTAN社外取締役 キュービー株式会社社外監査役 学校法人日本大学顧問 株式会社ベター・プレイス顧問</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 熊平美香氏は、昭和女子大学キャリアカレッジ学院長として女性活躍や企業の働き方改革支援を行っております。また教育改革の促進、社会起業家の育成、教育格差是正など幅広い分野で活躍しております。対話やリフレクションに関しても執筆活動を行うなど豊富な知見を有しております。</p> <p>昨年度は、その知見を基に当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等いただきました。</p> <p>本年度についても引き続きこれらの役割を果たしていただけるものと期待しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>なお、同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのないものとして、独立役員に指定されております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	-

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	田 岡 朋 弥 (1997年4月9日生)	2022年4月 当社入社（現経営支援本部所属） 2024年3月 当社取締役（現任）	683株
6	永 岡 恵 美 子 (1971年11月4日生)	1992年4月 株式会社日本興業銀行入行 2007年9月 ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式 会社入社 2008年7月 株式会社東京スター銀行入行 2010年2月 株式会社企業再生支援機構入社 2012年10月 株式会社エアウィーヴ入社 2013年3月 株式会社PLUS-Y入社 2014年5月 当社入社（現マーケティング本部所属）	4,883株

- (注) 1. 磯田満梨（吉田満梨）氏及び永岡恵美子氏は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2024年12月末日時点の所有株式数を記載しております。なお、永岡恵美子氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、当社従業員持株会の規約に基づき、当社従業員持株会を退会することにより、持分引出等の処理が行われます。また、岡田陸氏及び田岡朋弥氏につきましては、株式累積投資を利用した実質保有分も含まれております。
3. 西端慶久（青野慶久）氏は、Cbzサポーターズ株式会社の代表取締役であります。同社と当社の間には、事務委託の取引関係があります。同社は、同氏がその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式8,102,500株（持株比率17.53%）を保有しております。なお、同社は今後も安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨報告を受けております。
4. 当社は従業員の複業を認めておりますが、岡田陸氏は、複業として株式会社ハイヤーラーから業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の30%を超えません。
5. 永岡恵美子氏は、複業として情報経営イノベーション専門職大学から客員教授の委嘱を受けているほか、笑顔のコミュニティー株式会社及び株式会社ベネッセコーポレーションから業務委託を受け、当該大学及び当該各企業の業務に従事しております。同氏が当該大学及び当該各企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の20%を超えません。その他の候補者（磯田満梨（吉田満梨）氏、熊平美香氏及び田岡朋弥氏）と当社との間には特別な利害関係はありません。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合、取締役候補者全員が当該保険契約の被保険者となる予定です。役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。
- ＜役員等賠償責任保険契約の内容の概要＞
- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要
上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、役員等が、違法な利益・便宜の供与を受けた場合、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由がある。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 小川義龍氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">おがわ よし たつ 小川 義 龍 (1964年4月15日生)</p>	<p>1991年11月 司法試験合格 1992年4月 最高裁判所司法研修所入所 1994年4月 佐瀬米川法律事務所入所 1999年8月 小川義龍法律事務所（現小川綜合法律事務所）開設 同所代表弁護士（現任） 2000年10月 当社顧問弁護士 2002年4月 当社社外監査役（現任） 2019年3月 トヨクモ株式会社社外監査役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役</p> <p><社外監査役候補者とした理由> 小川義龍氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として法務についての高度な能力及び識見を有しており、2002年に当社社外監査役に就任して以来、客観的な立場から適切に当社の監査を行っております。また、同氏は当社の実情に精通しており、当社の理念及び業務に対する深い理解に基づく適切で公明正大な監査を行うことが期待できます。同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって22年11ヶ月であり、当社の歴史的な背景や事業環境の変化等を理解した上で監査ができる人材であることから、引き続き社外監査役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのないものとして、独立役員に指定されております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>	

- (注) 1. 小川義龍氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は当社の顧問弁護士を務めておりましたが、2006年中に契約を終了しております。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その契約内容の概要は、前頁注6.のとおりです。本議案候補者の小川義龍氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

第3号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は永続的な成長を目的としております。そのため主力であるクラウド関連事業の拡充に向けた機動的投資の重要性を高く認識するとともに、業績動向等を勘案したうえで、株主の皆様様の長期保有につながるような利益還元策の実施を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、当期業績の進捗や次期業績の見通しを前提に、事業の継続的成長に必要な投資の可能性、キャッシュフロー等を勘案した上で、前期の14円から16円増配し、1株につき30円としたいと存じます。今後におきましても、クラウド関連事業の更なる成長を目指して積極投資する資金を確保しつつ、継続的に剰余金配当を実施してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 30.00円 総額 1,386,228,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年3月31日

第4号議案 取締役のうち業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額については、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいておりますが、今般、当社の取締役のうち業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業理念を実現させ、長期的かつ持続的な企業成長へのコミットメントを期待する目的で、上記の報酬等の枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。これにより、株主の皆様との一層の価値共有を進めることができると考えております。

なお、対象となる現在の取締役は1名であり、本総会第1号議案が承認可決された後も、対象となる取締役は1名となります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与を行うにあたっては、まず、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。当該金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び金額は取締役会にて決定することといたします。次に、対象取締役は上記の金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は当該取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数、及び本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与に関するその他の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社及び当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれからも退任又は退職した時点（ただし、当該時点が、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了より前であった場合には、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了時点）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれかにあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

上記（1）（2）の定めにかかわらず、以下①～⑥に該当する場合、当社はそれぞれに定める時点において、定められた本株式数を無償取得する。

- ① 本譲渡制限期間中に対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他当社取締役会が正当と認める理由によらず、当社及び当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれからも退任又は退職することが確定した場合には、本株式の全部を無償で取得する（②に該当する場合を除く。）。
- ② 役務提供期間中に対象取締役が自己都合による退任又は退職等として当社の取締役会が認める事由により、当社及び当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれからも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が別途定める日に、本株式の全部を無償で取得する。
- ③ 役務提供期間中に対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社及び当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれからも退任又は退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除するものとし、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

- ④ 役務提供期間中に、対象取締役の月額報酬につき、役務提供期間開始時におけるそれと比して20%以上の減額が行われた場合には、当社の取締役会が別途定める日に、当該減額割合を踏まえて合理的に定める数の本株式を無償で取得する。
- ⑤ 本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとし、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。
- ⑥ その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 公開買付け等における取扱い

当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始された場合であって、対象取締役から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社の取締役会が別途定める日に全ての本株式について譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、当社の経営陣（本部長又はそれに相当する役割の者）等に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により付与する予定であります。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	対前年同期比 (増減額)	対前年同期比 (増減率)
連結売上高	25,432百万円	29,675百万円	4,242百万円	16.7%
営業利益	3,394百万円	4,892百万円	1,498百万円	44.1%
経常利益	3,579百万円	5,335百万円	1,755百万円	49.0%
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,488百万円	3,555百万円	1,066百万円	42.8%

2011年11月に提供を開始したクラウドサービスは、ご利用いただいている契約社数が67,000社、契約ユーザーライセンス数が330万人を突破し堅調に推移しております。

このような状況下において、当連結会計年度の連結業績につきましては、クラウド上で提供するサービスの売上が引き続き積み上がり、価格体系改定等による影響もあり、連結売上高は29,675百万円（前期比16.7%増）となりました。このうち、クラウド関連事業の売上高は26,791百万円（前期比20.2%増）となっております。利益項目につきましては、従業員数増加等により人件費が増加、広告宣伝投資について前期は認知度維持のための投資に抑えた一方で当期は積極的な投資を実施していることにより広告宣伝費が増加、グローバルを見据えた新規事業の創出を目的として長期的な研究開発活動を活性化していることにより研究開発費が増加した影響等から、営業利益は4,892百万円（前期比44.1%増）となり、為替予約に係る為替差益が増加した影響等から、経常利益は5,335百万円（前期比49.0%増）となりました。また、特別損失に事業構造改善費用を計上した影響等から、法人税等計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は3,555百万円（前期比42.8%増）となりました。

(1) 主な製品・サービスの経過及び成果

過去数年にわたり、継続的にクラウドサービスの成長や認知獲得のための投資、エコシステムの拡大・強化に努めてまいりました。特にエコシステムについては、2024年12月末時点でパートナー社数は約500社、パートナー企業が提供する連携サービスは400サービス以上とエコシステムによるビジネスが堅調に拡大しており、クラウド関連事業の国内売上高の64.7%にあたる16,587百万円がパートナー経由の売上となり、パートナー販売割合が年々増加しております。クラウドサービスの需要が拡大する中で、当期11月より、「kintone (キントーン)」、クラウドサービス版「サイボウズ Office」、「Garoon (ガルーン)」及び「メールワイズ」の各サービスの価格体系並びに「kintone」及び「メールワイズ」の最小契約ユーザー数を改定しました。開発や運用をはじめとした運営全体への投資を拡大し、より良いサービス提供を目指した取り組みです。

他方では、当期2月に名古屋オフィス、5月には札幌営業所を移転開設し、6月には沖縄・那覇におけるコンタクトセンターの開設を通じて地域での営業活動とサポート体制を強化しました。これにより、地域企業や自治体への業務改善支援をさらに推進し、クラウドサービスの需要拡大に対応しています。

クラウド時代のニーズの変化に対応できるパートナー戦略を実施すべく、サイボウズのパートナープログラム「Cybozu Partner Network」などを通じて、引き続きパートナー施策やプロダクト強化を推進し、パートナーとの強固なエコシステムの構築、そして顧客価値の最大化に取り組みました。

○業務アプリ構築クラウドサービス [kintone]

主力製品である「kintone」は、2024年12月末時点の国内契約社数が37,000社と順調に推移し、売上高については連結ベースで16,192百万円（前期比24.4%増）となりました。TVコマーシャルでは、「業務改善に役立つクラウドサービス」としての認知獲得を目的とした広告展開に加え、前期から継続して「業務改善のためのアプリが自分で作れる」という「kintone」の製品価値の訴求を強化しました。

また、1,000ユーザー以上の大規模利用に特化した「ワイドコース」を当期7月より販売開始しました。他にも、大規模利用ユーザーの適切なパートナー企業選びをサポートする制度「kintoneエンタープライズパートナー認証」取得企業を初めて公開するなど、大規模組織における幅広い業務課題に対し、対応できる製品・サービスを充実させてまいりました。エンタープライズ領域のDX（デジタルトランスフォーメーション）手段としてノーコード・ローコードツールの採用が進む中、「kintone」はプログラミングの専門知識がなくても容易にシステムを構築できるという特性から「現場の人が主体の業務改善」を支援するツールとして利用が拡大しています。

また、「kintone」がより多様な業務や情報共有に対応できるよう、当期10月には新オプション機能「メール共有オプション」の販売を開始しました。さらに、生成AIを組み合わせることで、チームのデータ活用を支援するAI新機能「kintone AIアシスタント（仮称）」β版利用ユーザーの募集を開始するなど、AI技術を活用した製品開発も進めてまいりました。

このように「kintone」の利用が拡大する中、引き続き自治体への導入が拡大し、2024年12月末時点の自治体導入数は約380となりました。2023年に開始した小規模市町村を主な対象として提供される「kintone」を基盤とした自治体DXプログラム「自治体まるごとDXボックス」の参画パートナー企業は40社を超えました。今後も自治体での本格導入や全庁展開をさらに促進してまいります。

そのほか、販売パートナーチャネルの拡大として、引き続き地方銀行との連携を強化しています。当期は新たに山梨中央銀行や岩手銀行などと連携協定を締結しました。銀行内にICTコンサルティング専門部隊を設置していただき、当社は当該ICTコンサルティング部門へ向けて製品研修等を実施し、顧客へのコンサル提案をサポートしています。2024年12月末時点で全国20行以上の地方銀行と協業しており、実働約7年間で地方銀行によるコンサルティングにより約700社にサイボウズ製品を導入いただいております。引き続き、IT活用提案を通じて、地方中小企業の生産性向上や働きやすい企業創生実現に向け活動してまいります。

○その他の製品・サービス

各製品ともにクラウドサービスの販売が堅調に増加しました。中小企業向けグループウェア「サイボウズ Office」では2024年12月末時点の国内累計導入社数が81,000社、売上高については連結ベースで5,755百万円（前期比8.3%増）となり、売上高の88.6%がクラウドサービスとなりました。中堅・大規模組織向けグループウェア「Garoon」では2024年12月末時点の国内累計導入社数が8,000社、売上高については連結ベースで5,536百万円（前期比10.6%増）、売上高の70.0%がクラウドサービスとなり中堅・大規模な組織でもクラウドサービスの需要が増加していることがうかがえます。また、メール共有サービス「メールワイズ」では2024年12月末時点の国内累計導入社数が15,000社、売上高については連結ベースで883百万円（前期比12.2%増）、売上高の96.0%がクラウドサービスとなりました。

○信頼性強化への取り組み

多種多様なユーザーの皆様により長く安心してご利用いただくため、製品・サービス及び当社グループ自体への信頼を高める取り組みに注力しております。クラウド関連事業を開始した2011年より、自社でクラウド基盤の開発と運用を継続しています。新技術で信頼性を高めた自社開発の新クラウド基盤「NECO」へ移行を進めるなど、特にクラウドサービスの信頼性強化に重点を置いて取り組みを進め、セキュリティ向上に対して継続的な投資を行っております。

2021年には当社が提供しているクラウドサービスが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下：ISMAP、読み：イスマップ）」において、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているサービスであると認定され、2024年度も継続してISMAPクラウドサービスリストに登録されています。これを継続することで、行政機関に安心してサイボウズのクラウドサービスをご検討、導入いただけるものと考えております。

2023年には当社が海外向けに提供する「kintone」の内部統制を評価する「SOC2 Type1保証報告書」を受領し、当期においても「SOC2 Type2保証報告書」を受領しました。当報告書は、米国公認会計士協会（AICPA）が定めたTrustサービス規準のうち「セキュリティ」などに関わる内部統制を外部監査人が第三者の立場として評価したものです。

今後も政府情報システムの要件への対応をはじめ、国際基準を満たす内部統制やセキュリティ脅威への対応に継続して取り組み、信頼できる安心で安全なクラウドサービスを提供することで、チームワークあふれる社会づくりに貢献してまいります。

○市場からの評価

当社は、「日経コンピュータ」誌が2024年9月5日号で発表した顧客満足度調査2024-2025「グループウェア/ビジネスチャット部門」及び「業務効率化・内製支援ソフト/サービス部門」において第1位を獲得しました。「グループウェア/ビジネスチャット部門」では、通算12回目（2000年、2002～2009年、2014～2015年、2024年）、「業務効率化・内製支援ソフト/サービス部門」では、初の1位獲得となります。

また、当社のカスタマーセンターは、「HDI-Japan」が主催する、2024年「HDI格付けベンチマーク」クオリティ格付け（センター評価：電話）において、2018年、2019年、2022年、2023年に続き通算5回目、3年連続で最高ランクである三つ星を獲得いたしました。

(2) グローバル展開における体制強化

グローバル市場での2024年12月末時点における導入社数は、米国市場では880社（前期比2.3%増）、中華圏市場では1,400社（前期比1.4%増）、東南アジア市場では1,290社（前期比9.3%増）となり、各市場への展開を進めております。米国市場においては、株式会社リコーとの協業を継続しているほか、当期1月には中南米向けに「RICOH Kintone plus」を展開するなど、更なる販売活動に取り組んでまいりました。東南アジア市場においては、マレーシア法人に次いで2箇所目の営業拠点となるタイ法人「Kintone (Thailand) Co., Ltd.」をバンコクに設立し、当期3月より営業を開始しました。当期10月には、マレーシア法人「Kintone Southeast Asia Sdn. Bhd.」が、サラワク州政府の公営企業と販売パートナー契約を締結しました。今後もパートナーとの連携を強化しつつ、グローバル展開を加速してまいります。

(3) チームワークあふれる社会を創るための取り組み

サイボウズでは、チームワークをサポートする活動として、非営利団体向け支援や地方創生支援、学校における働き方改革を実現するための学校BPR（Business Process Re-engineering）支援、サイボウズの企業理念に共感するスタートアップ企業に対して出資や事業化支援、協業の推進を行う「kintone Teamwork Fund」など多岐にわたり取り組んでいます。当期は、新たに日本ラクロス協会とのパートナーシップ契約を締結しました。当社が提供するクラウドサービスを活用した情報共有支援を通じて、スポーツに欠かせないチームワーク形成に貢献してまいります。このほかに、「kintone」で災害対策のIT化を支援する取り組み「災害支援プログラム」の一環として、近年増加する大規模地震に備え、災害ICT支援ツール活用術をまとめた研修テキストを当期2月に発行しました。今後もサイボウズ流のチームワーク向上のノウハウを活かし、社会のチームワーク向上や災害支援・防災のために活動してまいります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における当社及び当社連結子会社における設備投資額は、2,623百万円になりました。その主なものは、クラウドサービス用のサーバー増設等による「工具、器具及び備品」の投資額が2,559百万円、「建物」の投資額が64百万円となっております。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

各製品のクラウドサービスの売上が堅調に増加している中、将来の収益力をより一層高めるため、クラウドサービスの成長及びエンタープライズ市場へのビジネス推進に向けた投資を続けてまいります。また、パートナー企業との連携を含めグローバル体制の強化にも努めてまいります。

○新規顧客の獲得及びパートナー連携の強化

今後も継続してクラウドサービスの安定運用を行い、信頼度をさらに高めてまいります。特に、エンタープライズ企業、また様々な規模の企業に全社的かつ大規模に「kintone」を導入していただくための施策に更なる注力を図り、成果の実現を目指してまいります。例えば、当期7月には「kintoneエンタープライズ認証」制度を発表しました。大規模企業のニーズに即したシステム開発・構築技術を有し豊富な実績を持つパートナー企業をサイボウズが認証することで、ユーザー企業の適切なパートナー企業選びをサポートする制度です。他にも、1,000ユーザー以上の大規模利用に特化した「ワイドコース」の販売を開始しました。このように、今後も大規模組織における幅広い業務課題に対応できるサービスや仕組みを整え、エンタープライズ市場での事業拡大を目指してまいります。マーケティング活動では、今後も認知度向上に留まらず製品理解促進や製品価値の訴求に取り組んでまいります。営業・販売活動では、引き続きオフィシャルパートナープログラム「Cybozu Partner Network」により、クラウド時代に合ったパートナー企業への情報発信や支援内容を強化し、お客様に向けたサイボウズ製品の提案・構築をさらに促進してまいります。今後も、お客様の多種多様なニーズに応えるための施策や、製品のアップデートを実行し、「kintone」の提供拡大に取り組んでまいります。

○グローバル展開

マレーシア法人に次いで東南アジアで2箇所目の営業拠点となるタイ法人をバンコクに設立しました。重点的に注力してきた米国市場に加えて、東南アジア市場においてもより一層力を入れてまいります。さらに、中華圏、オーストラリア、台湾など世界各地にエコシステムを広げるため、グローバルに横展開できるモデルを模索しながら、現地パートナー企業の開拓・連携強化や拠点開拓を進めてまいります。株式会社リコーとの協業については、当期1月には中南米、10月にはアジア向けに「RICOH Kintone plus」をリリースし、現地での導入を進めてまいりました。パートナー企業が強みとするグローバルでの直接販売を中心としたチャネル・サポート網を活かして提供拡大に取り組むと同時に、国内及び現地の組織体制や販売マーケティング施策を強化し、新規顧客リードの獲得にも注力してまいります。

○組織・体制の強化

我々自身も、チームワークがあふれ、長期的かつ持続的に生産性が向上するチームを目指しております。そのために、引き続き積極的な人材採用と育成、多様性を尊重する風土や制度を発展させてまいります。また、グローバル規模の事業拡大に伴い、国外拠点における事業ノウハウを効率よく吸収し、社内の連携を一層強化してまいります。

さらに、新しい組織運営の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。当社では、「誰もが取締役的な意識をもって役割を担う」と考えており、徹底的に情報をオープンにし、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす文化を育てております。これにより、取締役のみによるガバナンスを超える組織運営の実現を目指しております。

当社では、経営に関する意思決定や議論の場として、取締役と各本部の責任者が部門の垣根を越えて共有、議論するための経営会議を開催しております。経営に関する重要な意思決定においては多角的かつ多面的な視点での議論が重要となりますが、当社では「公明正大」や「対話と議論」を尊重する考えに基づき、社外取締役及び社外監査役を含む全役職員が経営会議にいつでも参加し、議論することができる*こととしております。また、経営会議の議事録も全役職員に共有*され、議論内容について適宜質問や意見を発信することができます。さらに、経営に関する意思決定のみならず、日々の業務においても情報の公開と共有*を行っており、「質問責任」や「説明責任」、そして「対話と議論」を歓迎する等の、企業風土の醸成を進めております。このように、我々は極めて透明性の高い意思決定プロセスを実現し、更なる改善を続けてまいります。

*インサイダー情報、プライバシー情報、その他共有範囲を限定すべき情報を除きます。

○クラウドサービス事業者として信頼される内部統制体制の整備

クラウドサービス事業を推進するに当たり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。

そのような中で、当社グループは、海外拠点を含め、「公明正大」の考え方のもと、統制の仕組み化（ルール化、見える化、効率化）をより一層強化し、引き続き株主、ユーザー、パートナー企業、その他ステークホルダーの皆様からの信頼を確保すべく、内部統制体制の整備に注力してまいります。

5. 事業の譲渡、合併、その他企業再編行為等

該当事項はありません。

6. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

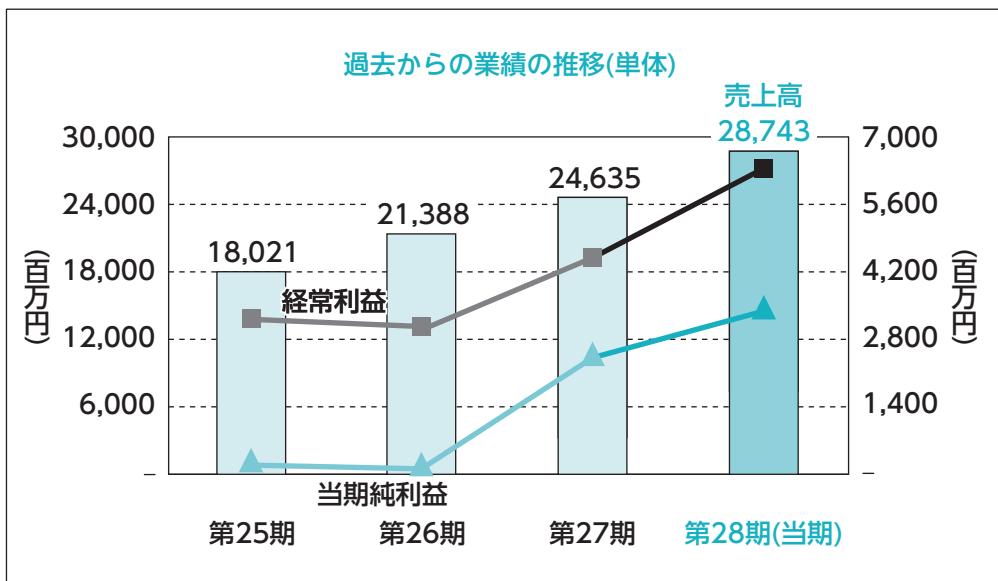
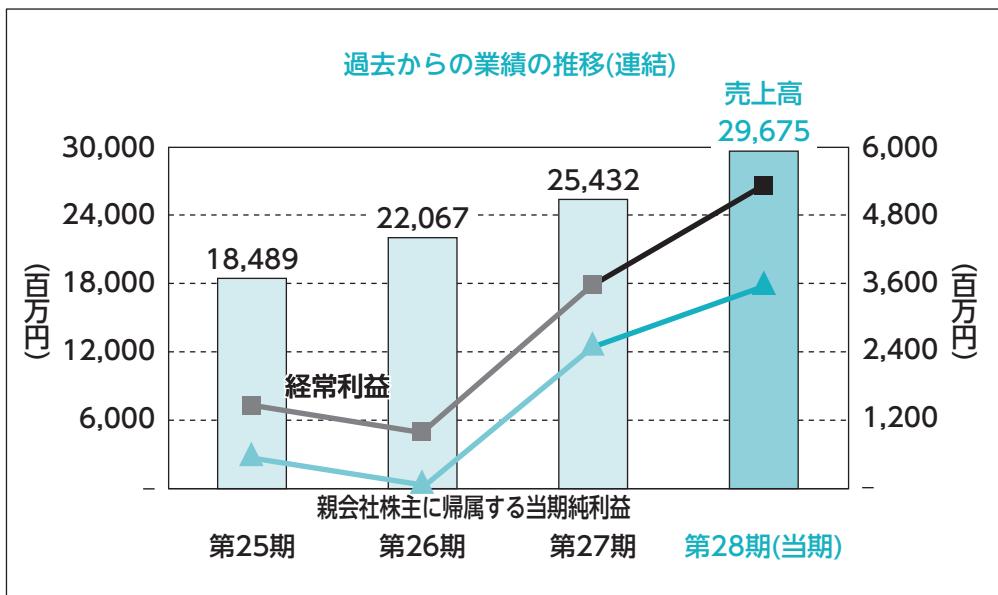
区 分	第25期 (2021年12月期)	第26期 (2022年12月期)	第27期 (2023年12月期)	第28期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	18,489	22,067	25,432	29,675
営業利益 (百万円)	1,441	611	3,394	4,892
経常利益 (百万円)	1,468	987	3,579	5,335
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	551	66	2,488	3,555
1株当たり 当期純利益 (円)	12.03	1.45	52.29	74.99
総資産 (百万円)	14,037	15,907	19,248	21,087
純資産 (百万円)	6,371	4,630	11,253	11,633
1株当たり 純資産額 (円)	138.88	100.93	236.33	251.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第25期 (2021年12月期)	第26期 (2022年12月期)	第27期 (2023年12月期)	第28期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	18,021	21,388	24,635	28,743
営業利益 (百万円)	3,238	2,806	4,289	5,955
経常利益 (百万円)	3,214	3,083	4,493	6,347
当期純利益 (百万円)	226	113	2,419	3,401
1株当たり 当期純利益 (円)	4.94	2.47	50.84	71.76
総資産 (百万円)	12,974	14,911	18,172	19,827
純資産 (百万円)	5,084	3,357	9,855	10,068
1株当たり 純資産額 (円)	110.83	73.18	206.96	217.89
1株当たり配当額 (円)	12.00	13.00	14.00	30.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第28期の1株当たり配当額は第28回定時株主総会における剰余金処分議案が承認可決された場合を前提として記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



7. 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

主要な事業内容は次のとおりです。

チームワークを向上するための情報共有サービス、ソフトウェアの開発、販売、保守、ソリューション事業及びコンサルティング等

8. 主要な事業所（2024年12月31日現在）

(1) 当社の主な事業所

国内事業所

東京オフィス	東京都中央区
大阪オフィス	大阪府大阪市
松山オフィス	愛媛県松山市
福岡オフィス	福岡県福岡市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市
仙台オフィス	宮城県仙台市
横浜オフィス	神奈川県横浜市
広島オフィス	広島県広島市
札幌営業所	北海道札幌市
那覇コンタクトセンター	沖縄県那覇市

海外事業所

台湾オフィス	台北市
--------	-----

(2) 重要な子会社等の主な事業所

「10.重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

9. 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,321名 (118名)	45名増 (6名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(参考) 当社の従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,030名 (118名)	27名増 (5名減)	35.8歳	6.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2024年12月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率	所在地	主要な事業内容
サイボウズ・ラボ株式会社	10	100.0%	東京都中央区	情報共有に関するソフトウェア技術の研究開発
サイボウズ・コネクツィオン株式会社	10	100.0%	東京都中央区	当社製品のカスタマーサポート
才望子信息技术(上海)有限公司	80	100.0%	中国(上海)	当社製品の販売
Cybozu Vietnam Co., Ltd.	26	100.0%	ベトナム(ホーチミン)	当社製品の開発
Kintone Corporation	10,038	100.0%	アメリカ(カリフォルニア)	当社製品の販売
KINTONE AUSTRALIA PTY., LTD.	557	100.0%	オーストラリア(シドニー)	当社製品の販売
KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.	29	100.0%	マレーシア(クアラルンプール)	当社製品の販売
Kintone Thai Holdings Co., Ltd.	6	49.0%	タイ(バンコク)	Kintone (Thailand) Co., Ltd.の持株会社
Kintone (Thailand) Co., Ltd.	8	100.0% (51.0%)	タイ(バンコク)	当社製品の販売

- (注) 1. 才望子信息技术(上海)有限公司は、2024年12月31日付でソフトウェアの開発事業を廃止しております。
2. Kintone Thai Holdings Co., Ltd.の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。
3. 議決権比率の()は、間接所有割合で内数を外書きしております。

(3) 重要な企業結合等の経過

該当事項はありません。

11. 主要な借入先の状況

金融機関からの借入金はありません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 193,428,000株
2. 発行済株式の総数 52,757,800株
3. 株主数 17,946名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
畑 慎 也	8,159,600株	17.65%
C b z サ ポ ー タ ー ズ 株 式 会 社	8,102,500株	17.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,087,700株	6.68%
サイボウズ従業員持株会	2,507,019株	5.42%
山 田 理	1,913,100株	4.14%
株 式 会 社 リ コ ー	1,740,100株	3.76%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,291,000株	2.79%
中 野 博 久	1,030,000株	2.22%
西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	860,800株	1.86%
THE BANK OF NEW YORK 133652	704,800株	1.52%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を6,550,183株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. Cbzサポーターズ株式会社は、当社代表取締役社長である西端慶久（青野慶久）氏がその株式を保有する資産管理会社であります。
4. 畑慎也氏の持株数には、2022年12月15日付けで締結した管理信託契約に伴い株式会社SMB C信託銀行が保有している株式数（2024年12月31日現在3,000,000株）を含めて表記しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	
取 締 役	岡 田 陸	人事本部所属
取 締 役	熊 平 美 香	株式会社エイトックマヒラ代表取締役 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科特任教授 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアアカレッジ学院長 一般社団法人21世紀学び研究所代表理事 株式会社NITTAN社外取締役 キューピー株式会社社外監査役 学校法人日本大学顧問 株式会社ベター・プレイス社外取締役
取 締 役	田 岡 朋 弥	経営支援本部所属
取 締 役	森 岡 貴 和	合同会社バイプレイヤーズ代表 KTゲームチェンジャーズ株式会社取締役
取 締 役	渡 邊 裕 子	HSW Japan, Partner and Co-founder 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner
常 勤 監 査 役	田 畑 正 吾	Micoworks株式会社社外監査役
監 査 役	小 川 義 龍	弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役
監 査 役	植 松 則 行	公認会計士 植松公認会計士事務所所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取締役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社社外監査役 ハナマルキ株式会社社外監査役 富士電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 当社は従業員の複業を認めておりますが、岡田陸氏は、複業として株式会社ハイヤーラーから業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の30%を超えません。
2. 森岡貴和氏は、2005年8月から当社と雇用契約関係にありましたが、2024年3月末日をもって当該関係は終了しております。また、同氏は、合同会社バイプレイヤーズの代表社員及びKTゲームチェンジャーズ株式会社の取締役であります。合同会社バイプレイヤーズと当社の間には、業務委託の取引関係があり、KTゲームチェンジャーズ株式会社と当社の間には、業務委託及び業務提携の取引関係があります。
3. 取締役 熊平美香氏及び渡邊裕子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役 田畑正吾氏、小川義龍氏及び植松則行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は全監査役を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役 植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

<役員等賠償責任保険契約の内容の概要>

(1) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

(2) 填補の対象となる保険事故の概要

上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。

ただし、役員等が、違法な利益・便宜の供与を受けた場合、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由がある。

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、当事業年度において、2024年2月開催の取締役会及び2024年12月開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針（以下「基本方針」といいます。）の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、各部門責任者が出席し全従業員が参加可能な経営会議へ諮問し、答申を受けております。当該改定の内容を反映した基本方針は次のとおりです。

① 基本的な考え方

現在、当社では、取締役会を経営会議の追認機関と位置付けており、代表取締役以外の社内取締役に特別に高度な経験や技能は不要と考えております。しかしながら、本人の経験や知見を基に取締役としての役割を果たすことは期待しているため、従業員としての給与に加え、取締役報酬を支払うこととしております。

また、当社の社外取締役に本人の経験や技能を基に当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等をいただけることを期待しておりますので、その対価として取締役報酬を支払うこととしております。

② 報酬等の体系

取締役の報酬等は、基本報酬（月額報酬）のみで構成されております。

基本報酬（月額報酬）は、役職・在任期間中の業績及び成果、在任期間中に期待する役割及びそれに従事する時間等を勘案したうえで、経営陣（本部長又はそれに相当する役割の者）への諮問等社内検討プロセスを経て決定するもので、月に1回支給されます。代表取締役を除く社内取締役については、従業員としての給与以外に取締役報酬等を支払っておりませんでした。2023年3月の定時株主総会以降は、前記の代表取締役以外の社内取締役に期待される役割に対する対価として、一律の報酬を、従業員としての給与に上乗せして支給することとしております。

③ 個人別の報酬等の決定方針

当社は取締役の報酬等について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において、その報酬等の限度額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であり、うち2名が社外取締役です。

代表取締役を除く社内取締役の個別の報酬等（前述のとおり2023年3月の定時株主総会后支給を開始しています。）の額の決定については、その限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けている代表取締役西端慶久（青野慶久）氏が、前述②に従い、経営陣への諮問等社内検討プロセスを経て決定します。同氏は、当社創業当時から当社の事業を熟知しており、経営陣への諮問を経るなど他者の意見を得て決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役の報酬については、経営陣のうちの3名で構成される個別評価チームが、取締役会から委任を受け、業績等を勘案したうえで、本人の自己評価や希望のヒアリング、及び他の経営陣への諮問等を含めた社内検討プロセスを経て決定しております。毎年、代表取締役西端慶久（青野慶久）氏が経営陣から、個別評価チームを構成する者を指名します。経営陣は全社横断的かつ中長期的な視点で理想の設定、戦略の策定及び実行の統括を行っております。そのような経営陣の複数名が個別評価チームを構成することで、特定の者への権限集中・依存を防止しつつ、多角的に当社全体の業績を評価することができ、経営陣への諮問を諮るなど他者の意見も得て決定しているため、取締役会は個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役の報酬については、経営陣のうち人事本部長中根弓佳氏が、取締役会から委任を受け、経営陣への諮問等社内検討プロセスを経て決定しております。同氏は、取締役会運営事務局の責任者を務めており、取締役会における社外取締役の貢献度をよく知る立場であり、また社外取締役候補の選出プロセスにも深く関わっております。そのうえで、社外取締役の評価を行い経営陣への諮問を経るなど他者の意見をj得て決定しているため、取締役会は個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(ご参考) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

上記は当事業年度における取締役の報酬等について記載しておりますが、本総会において、取締役のうち業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入についての議案を上程しております。詳細につきましては、「株主総会参考書類 第4号議案」をご参照ください。

(2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は監査役の報酬について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2007年4月24日開催の第10回定時株主総会において、その報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から会社業績との連動を行わず基本報酬のみで構成されており、各監査役の報酬額は、報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって決められております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	9名 (3名)	43百万円 (5百万円)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合 計	12名	54百万円

(注) 当事業年度末現在の役員の数と上記報酬等の支給対象となる役員の数に相違がありますが、当事業年度中に退任した取締役3名が含まれていることによるものであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	熊平美香	当事業年度開催の出席すべき取締役会12回（定時9回・臨時3回）全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、幅広い分野での経験や豊富な知見に基づいた発言を行っております。
取締役	渡邊裕子	当事業年度開催の出席すべき取締役会15回（定時12回・臨時3回）全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、極めて豊富な日本企業へのアドバイス経験・見識に基づいた発言を行っております。
常勤監査役	田畑正吾	当事業年度開催の出席すべき取締役会15回（定時12回・臨時3回）全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に法令及び定款遵守、統制等の点において発言を行っております。
監査役	小川義龍	当事業年度開催の出席すべき取締役会15回（定時12回・臨時3回）全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	植松則行	当事業年度開催の出席すべき取締役会15回（定時12回・臨時3回）のうち14回（定時11回・臨時3回）に出席し、また、出席すべき監査役会12回のうち11回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	37百万円
合計	68百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、(1)及び(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社のうち才望子情報技術(上海)有限公司及びCybozu Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにて定義された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における調査業務、クラウドサービスのセキュリティに関するSOC1保証報告書の事前診断業務、及びSOC2 Type2報告書作成業務に対して対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

当社グループにおける内部統制の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 企業理念及び行動指針

- ① 当社グループの企業理念は、「存在意義 (Purpose) : チームワークあふれる社会を創る」、「文化 (Culture) : 理想への共感、多様な個性を重視、公明正大、自主自律、対話と議論」とする。
- ② 当社グループの行動指針は、「理想への共感、公明正大、知識を増やす、心を動かす、あくなき探求、不屈の心体」とする。

(2) 職務の執行における法令及び定款との適合性確保のための体制

- ① 当社グループは、企業理念を実現するため、行動指針を定める。
- ② 経営者（当社グループ各社の経営にあたる取締役及びそれに準じるものをいう。）は、法令、定款及び行動指針を遵守する。
- ③ 経営者は、当社グループの従業員に対する法令、定款、企業理念及び行動指針に関する教育・啓蒙活動の実施、及び当社グループ内の闊達なコミュニケーションの促進等により、社内環境の整備、意識の浸透及び文化の醸成に努める。
- ④ 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(3) 職務の執行の効率性確保のための体制

- ① 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
- ② 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
- ③ 経営者は、取締役会等を通じ、当社取締役に対し、積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ④ 当社グループでは、取締役及び監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

(4) 情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
- ② 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。
- ③ 経営者は、関連する諸規程及び管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。
- ④ 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
- ⑤ 当社情報システム部門、社内情報セキュリティ部門及び内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

(5) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
- ② 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
- ③ 経営者は、リスク管理に係る規程及び体制並びにその方法について、定期的チェック及び改善を行う。
- ④ 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
- ⑤ 経営者は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ⑥ 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

(6) 当社監査役への報告に関する体制及び監査役の監査の実効性確保のための体制

- ① 経営者は、取締役会等において当社監査役に対し業務報告を行う。
- ② 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ④ 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。
- ⑤ 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。
- ⑥ 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は、経営者から独立して、監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑦ 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

(7) 業務の適正性確保のための体制

- ① 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- ② グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」及び「監査役」を必ず設置する。
- ③ 当社は、子会社役職員と協力して、定期的の子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社取締役会に報告する。
- ④ 当社グループでは、当社とグループ子会社、及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
- ⑤ 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑥ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

(8) 財務の基本方針

- ① 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。
- ② 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議のうえ決定する。
- ③ 経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施のうえ、文書化し、その運用を監査する。

2. 上記1.の体制の運用状況

当社は、1.に掲げた体制の整備を行い、「内部統制規程」や「内部統制規則」等、コンプライアンスに係る社内規程を作成し社内公開をし、随時評価・見直しを実施しております。

取締役会、経営会議及びその他の重要な会議においては、継続的に子会社も含めた当社グループの経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けるほか、内部監査部門から社外監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握した経営監視が行われております。さらに、取締役と各本部の本部長が原則週1回会議を開催し、部門の垣根を越えて積極的に課題の共有及び業務の報告を行い、その議事録は社外取締役及び社外監査役を含む全役職員に共有*されております。

当社では、全ての新入社員に対して、インサイダー規制や情報セキュリティルールに関する教育を実施しております。

さらに、当社グループのセキュリティ施策を強力に推進するセキュリティ室を中心に、社内情報セキュリティを専門的に取り扱う全社横断の会議体（Cybozu Security Meeting）と連携して、当該ルールについて今まで以上に迅速な起案・整備・運用・啓蒙を実施しております。また、海外拠点への情報セキュリティに関する教育を実施し、当社グループ全体の情報セキュリティの強化に努めております。

*インサイダー情報、プライバシー情報、その他共有範囲を限定すべき情報を除きます。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	11,933	流動負債	9,287
現金及び預金	5,589	支払手形及び買掛金	0
売掛金	4,212	未払金	798
未収入金	1,027	未払費用	1,663
仕掛品	2	未払法人税等	1,365
原材料及び貯蔵品	31	契約負債	4,867
その他	1,075	ポイント引当金	38
貸倒引当金	△5	その他	552
		固定負債	166
		資産除去債務	161
		その他	5
固定資産	9,154	負債合計	9,454
有形固定資産	4,442	(純 資 産 の 部)	
建物	617	株主資本	10,069
工具、器具及び備品	3,822	資本金	613
その他	3	資本剰余金	5,022
無形固定資産	438	利益剰余金	8,709
ソフトウェア	409	自己株式	△4,275
その他	29	その他の包括利益累計額	1,560
投資その他の資産	4,273	その他有価証券評価差額金	1,265
投資有価証券	2,261	為替換算調整勘定	294
敷金及び保証金	785	非支配株主持分	3
繰延税金資産	1,104		
その他	121		
貸倒引当金	△0	純資産合計	11,633
資産合計	21,087	負債純資産合計	21,087

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,675
売上原価		2,940
売上総利益		26,735
販売費及び一般管理費		21,842
営業利益		4,892
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	17	
協賛金収入	171	
為替差益	270	
会費収入	44	
その他	33	543
営業外費用		
支払利息	0	
業務受託費	12	
売上債権売却損	46	
投資事業組合運用損	31	
その他	9	100
経常利益		5,335
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
減損損失	2	
固定資産除売却損	3	
事業構造改善費用	150	156
税金等調整前当期純利益		5,179
法人税、住民税及び事業税	1,961	
法人税等調整額	△338	1,623
当期純利益		3,555
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,555

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	613	5,022	5,820	△1,346	10,110
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△666		△666
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,555		3,555
自 己 株 式 の 取 得				△2,929	△2,929
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,888	△2,929	△41
当 期 末 残 高	613	5,022	8,709	△4,275	10,069

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	858	284	1,142	-	11,253
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△666
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					3,555
自 己 株 式 の 取 得					△2,929
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	407	9	417	3	421
当 期 変 動 額 合 計	407	9	417	3	380
当 期 末 残 高	1,265	294	1,560	3	11,633

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

サイボウズ・ラボ株式会社

サイボウズ・コネクトシー株式会社

才望子信息技术（上海）有限公司

Cybozu Vietnam Co., Ltd.

Kintone Corporation

KINTONE AUSTRALIA PTY., LTD.

KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.

Kintone Thai Holdings Co., Ltd.

Kintone (Thailand) Co., Ltd.

当連結会計年度において、Kintone Thai Holdings Co., Ltd.及びKintone (Thailand) Co., Ltd.を設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ジェイヤド

タイムコンシェル株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名 KINTONE AUSTRALIA PTY., LTD. 決算日6月30日

連結計算書類の作成にあたって決算日の差異が3か月を超えることから、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

- ・仕掛品
- ・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物…5～18年
- ・工具、器具及び備品…3～15年

②無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア
- ・自社利用ソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

パートナー企業に付与したポイントの使用に備えるため、将来の使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業はソフトウェアの開発・販売であり、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ソフトウェアのクラウドサービス

当社グループにおけるソフトウェアのクラウドサービスは、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

②ソフトウェアのライセンス販売

当社グループにおけるソフトウェアのライセンス販売は、顧客との契約に基づき、パッケージ製品を販売することが主な履行義務であります。当該取引は、顧客へパッケージ製品を引き渡し、ソフトウェアが使用可能となった時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、パッケージ製品に関連する継続した保守サービス等は、契約期間にわたる保守サービスの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

③ソフトウェアの請負開発契約等

当社グループにおけるソフトウェアの請負開発契約等は、顧客との契約に基づくソフトウェアの開発等が主な履行義務であります。当該取引は、ごく短期間の契約を除き、プロジェクト進捗による履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前) 1,673百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 7,577百万円

(連結損益計算書に関する注記)

事業構造改善費用

当社グループの開発体制を最適化するため、連結子会社である才望子信息技术（上海）有限公司の開発事業を廃止したことに伴い発生した人員整理費用等を事業構造改善費用として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

52,757,800株

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年3月30日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	666	14.00	2023年12月31日	2024年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月30日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,386	利益剰余金	30.00	2024年12月31日	2025年3月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
当連結会計年度末において、新株予約権の目的となる株式はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

また、資金調達が必要な場合には、新株発行や銀行借入、社債発行等を検討してまいります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業関連部門において取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や市況、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建債務等の一部については、為替変動リスクに対して、先物為替予約取引を利用してリスクを低減しております。

③資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰表を作成することによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「その他有価証券」に市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)1. 参照）。「敷金及び保証金」の連結貸借対照表計上額と、連結貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額との差額は、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

また、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,836	1,836	－
(2) 敷金及び保証金	604	579	△25
資産計	2,441	2,416	△25

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	
投資事業有限責任組合出資金	261
非上場株式	163

「投資事業有限責任組合出資金」は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

「非上場株式」には、関係会社株式が含まれております。

(注) 2. 一定の期間に区分した金額

金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,589	－	－	－
売掛金	4,212	－	－	－
合計	9,802	－	－	－

敷金及び保証金604百万円については、償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,836	—	—	1,836
資産計	1,836	—	—	1,836

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	579	—	579
資産計	—	579	—	579

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

なお、当社グループ（当社及び連結子会社）の報告セグメントは「ソフトウェアの開発、販売」のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

	当連結会計年度（百万円）
一時点で移転される財又はサービス	717
一定期間にわたり移転される財又はサービス	28,958
顧客との契約から生じる収益	29,675
外部顧客への売上高	29,675

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,419
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,212
契約負債（期首残高）	3,838
契約負債（期末残高）	4,867

契約負債は、主に一定期間にわたり提供するサービス等の契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,193百万円であります。また、当連結会計年度における契約負債の残高の変動は、クラウドサービス等の契約に係る前受金の増加によるものであります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は8,240百万円であり、当連結会計年度末から1年以内に約92%が履行され、約8%は1年を超えて履行される見込みであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 251円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,305	流動負債	9,597
現金及び預金	3,896	買掛金	0
売掛金	4,211	未払金	1,753
未収入金	1,092	未払費用	1,331
仕掛品	2	未払法人税等	1,359
貯蔵品	31	未払消費税等	471
前払費用	819	契約負債	4,532
その他	253	預り金	92
貸倒引当金	△2	ポイント引当金	38
		その他	16
固定資産	9,521	固定負債	161
有形固定資産	4,394	資産除去債務	161
建物	616		
工具、器具及び備品	3,778	負債合計	9,759
無形固定資産	442	(純資産の部)	
特許権	10	株主資本	8,802
商標権	16	資本金	613
意匠権	2	資本剰余金	5,022
ソフトウェア	413	資本準備金	976
電話加入権	0	その他資本剰余金	4,045
投資その他の資産	4,684	利益剰余金	7,441
投資有価証券	2,212	その他利益剰余金	7,441
関係会社株式	506	繰越利益剰余金	7,441
長期貸付金	827	自己株式	△4,275
敷金及び保証金	747	評価・換算差額等	1,265
破産更生債権等	0	その他有価証券評価差額金	1,265
長期前払費用	113		
繰延税金資産	1,100		
その他	3		
貸倒引当金	△827	純資産合計	10,068
資産合計	19,827	負債純資産合計	19,827

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,743
売上原価		2,902
売上総利益		25,840
販売費及び一般管理費		19,884
営業利益		5,955
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	17	
受取手数料	114	
協賛金収入	171	
為替差益	273	
その他	67	689
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入額	78	
業務受託費	131	
売上債権売却損	46	
投資事業組合運用損	31	
その他	9	298
経常利益		6,347
特別損失		
固定資産除売却損	3	
関係会社株式評価損	1,337	1,340
税引前当期純利益		5,006
法人税、住民税及び事業税	1,939	
法人税等調整額	△334	1,604
当期純利益		3,401

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	613	976	4,045	5,022	4,706	△1,346	8,997
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△666		△666
当 期 純 利 益					3,401		3,401
自 己 株 式 の 取 得						△2,929	△2,929
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	2,735	△2,929	△194
当 期 末 残 高	613	976	4,045	5,022	7,441	△4,275	8,802

	評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	858	9,855
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△666
当 期 純 利 益		3,401
自 己 株 式 の 取 得		△2,929
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	407	407
当 期 変 動 額 合 計	407	213
当 期 末 残 高	1,265	10,068

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物…5～18年
- ・工具、器具及び備品…3～15年

(2) 無形固定資産

① 市場販売目的ソフトウェア

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

② 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

パートナー企業に付与したポイントの使用に備えるため、将来の使用見込額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業はソフトウェアの開発・販売であり、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) ソフトウェアのクラウドサービス

当社におけるソフトウェアのクラウドサービスは、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(2) ソフトウェアのライセンス販売

当社におけるソフトウェアのライセンス販売は、顧客との契約に基づき、パッケージ製品を販売することが主な履行義務であります。当該取引は、顧客へパッケージ製品を引き渡し、ソフトウェアが使用可能となった時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、パッケージ製品に関連する継続した保守サービス等は、契約期間にわたる保守サービスの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(3) ソフトウェアの請負開発契約等

当社におけるソフトウェアの請負開発契約等は、顧客との契約に基づくソフトウェアの開発等が主な履行義務であります。当該取引は、ごく短期間の契約を除き、プロジェクト進捗による履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益を認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前払費用」（前事業年度585百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 1,669百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,433百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	142百万円
長期金銭債権	827百万円
短期金銭債務	1,044百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	184百万円
販売費及び一般管理費	1,583百万円
営業取引以外の取引高	155百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,139,478株	1,410,705株	一株	6,550,183株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,410,705株は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加1,410,700株及び単元未満株式の買取りによる増加5株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	1,383百万円
投資有価証券評価損	24百万円
関係会社株式評価損	3,161百万円
未払費用損金不算入	172百万円
未払事業税損金不算入	81百万円
貸倒引当金繰入超過額	254百万円
資産除去債務	107百万円
その他	30百万円
繰延税金資産 小計	5,216百万円
評価性引当額 (注)1	△3,547百万円
繰延税金資産 合計	1,669百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△547百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△21百万円
繰延税金負債 合計	△568百万円
繰延税金資産 純額	1,100百万円

(注) 1. 評価性引当額が449百万円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を409百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	才望子信息技术 (上海) 有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	開発業務委託 (注1.4)	326	未払金	676
子会社	Kintone Corporation	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 (注2.3.4)	-	長期貸付金	827
				利息の受取 (注2.4)	44	流動資産 「その他」	45
				増資の引受 (注5)	1,337	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 開発業務委託の価格その他取引条件は、市場価格等を勘案してその都度検証のうえ、決定しております。なお、才望子信息技术（上海）有限公司は、2024年12月31日付でソフトウェアの開発事業を廃止しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. Kintone Corporationへの長期貸付金に対し、827百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において78百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
5. Kintone Corporationの増資を引き受けたものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 217円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 71円76銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

サイボウズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

サイボウズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

サイボウズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

田 畑 正 吾 ㊟

監 査 役（社外監査役）

小 川 義 龍 ㊟

監 査 役（社外監査役）

植 松 則 行 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

サイボウズ東京オフィス（東京日本橋タワー 受付7階、会場27階）

東京都中央区日本橋二丁目7番1号



- 地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅B6出口（駅直結）
半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩3分
- JR 東京駅八重洲北口より徒歩10分

- ◎地下鉄日本橋駅B6出口直結となっております。
- ◎地下又は1階より、エレベーターで7階受付へお越しく下さい。
受付を済まされた方から、27階の会場にご入場いただきます。
- ◎駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

